

議 事 録

令和 6 年度四万十町農業委員会 9 月総会

日 時 令和 6 年 9 月 2 5 日（水）午後 2 時 0 0 分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | 指定第 14 号 | 会期の決定について |
| 第 2 | 指定第 15 号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第 3 | 指定第 16 号 | 議席の指定について |
| 第 4 | 選任第 3 号 | 四万十町農業委員会組織委員会の委員の選任について |
| 第 5 | 報告第 12 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| 第 6 | 報告第 13 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第 7 | 議案第 24 号 | 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第 8 | 議案第 25 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第 9 | 議案第 26 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第 10 | 議案第 27 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について |
| 第 11 | 報告第 14 号 | 四万十町農業委員会活動報告について |
| 第 12 | 議案第 28 号 | 四万十町農業振興地域整備計画の変更について |
| 第 13 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 欠 席 | 5. 佐竹 孝太 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 欠 席 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 4 小野 重明 23 西内 一隆

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山川 美恵

事務局長

ただ今より、令和6年度 四万十町農業委員会9月総会を開催いたします。

私、農業委員会事務局長の清藤と申します。

本日は公私ともお忙しい中、本総会にご参集いただきまして、ありがとうございます。皆さま方は平成28年4月に法改正がなされ農業委員会が農業委員と推進委員の体制となり3期目の委員として就任されました。農業委員19名、推進委員20名合計39名、そして事務局の全員で力を合わせて取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、先日9月1日の臨時総会で会長に就任いたしました、太田祥一会長より開会に先立ちまして挨拶をお願いします。

会長

皆さんこんにちは。今日は大変お忙しい中、皆さんに集まっていただきまして、誠にありがとうございます。私9月1日の農業委員会臨時総会におきまして、二期目の会長に就任することになりました。太田でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

その9月1日に農業委員が2名、町長から辞令交付いただいておりますので、この後町長に来ていただいておりますので、辞令交付を兼ね町長にもご挨拶していただきたいと思っております。今期、農業委員19名。それから推進委員20名が揃うわけですが、今期の農業委員は新人の方が6名。それから推進委員の方が、3名となっております。新人の方は今日の総会が初めてだと思いますので、まだまだ慣れない部分で色々分からないこともあろうかと思いますが、順次慣れていただければと思っています。新人の方のご意見やまた活動を期待しておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

私が前回就任した時はコロナの真っ最中でございました。本当に視察研修もいけない。それからマスクは絶対つけなくてはいけない。農業委員会憲章朗読もできない。懇親会もできない制約の中で始まりましたが、昨年5月、コロナが5類に移行してからはだんだん収まってきてまして、研修にも行けるようになりました。それからマスクも外してもいいようになりました。それから、懇親会交流会もできるようになりました。少しずつ好転はしております。それと、この3年間で、ロシアとウクライナの戦争がございました。本当に世界経済の不安定さ、また円安いろいろございまして、農業の生産資材等も高騰いたしまして、皆さんの農業経営の方を圧迫している状況にもあります。こういう激動の3年間だったんですが、今期はあまり大事が起きないような、そういう3年間であってほしいと願っております。皆様方には、この3年間色々よろしくお願い申し上げます。簡単ですが、ご挨拶にかえさせていただきたいと思います。

事務局長

続きまして、本日は中尾町長にお越し頂いております。中尾町長にご挨拶を頂きたいと存じます。

町長

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました四万十町長中尾でございます。皆様方には日頃から公私共に大変お世話になっておりますことをまずもって感謝を申し上げます。ご挨拶の前に、先だって石川県能登地方ですね、本当にこう大雨が

続いて大変な状況になっております。中でも亡くなった方がおりまして、その方におかれましては、本当に無念だったと思います。心からご冥福を申し上げたいと思いますし、一面水害で稲もすっかり水没されて、おそらく壊滅状態だと思いますので、そういったことを思うと非常に無念ではあると思いますが、義援金とかあるとすればご協力をいただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは改めまして、総会にあたりましてご挨拶を申し上げたいと思います。農業委員の皆さん、また農地利用最適化推進委員の皆さんが一同に介して、総会と言えば、第2回目の総会ということになるわけでございますけども、今日はここに開催されて本当に心強く思うところでございます。私も公私共にお世話になった方がたくさんおりまして、メンバーを見ますと本町の農業も決して危なくない、将来やっぱり可能性があるということを信じております。そういった中で、確かに今現在、子供さんも少なく、将来の農業経営の不安もあるんですけれども、やはり今しっかりここで営農されてる皆さん方がしっかりまずは農業ができる環境を作っていきたいと思っております。そういった意味では、先だって、信用金庫の主催の食のプロジェクトがありまして、四万十町は第2位に評価されております。それもやっぱり皆さん生産現場の方が日頃からしっかりした営農、あるいは加工販売、そういったものにしっかり精通された結果だと思いますので、改めて感謝を町民を代表して申し上げたいと思います。

今日は西川さんの議会の同意をいただいて西川さんの新たな19人目の農業委員さん、そして浜田さんが所用で欠席されておりましたので、辞令交付させていただきます。ぜひ最適化推進委員共々ですね39人になりますか、ぜひ総力を挙げていただいて、地域の推進にご尽力をいただきたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会にあたりまして私のご挨拶としたいと思います。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、9月4日に議会の同意をいただき、新しく農業委員となられました西川香代美委員と9月1日の臨時総会で欠席されておりました浜田大彰委員へ中尾町長から辞令交付を行います。

お名前を読み上げますので、呼ばれましたら前の方へお越しいただき、辞令の受け取りをお願いします。なお、敬称は略させていただきます。

～辞令交付～

事務局長

続きまして、太田祥一会長から農地利用最適化推進委員となられました委員へ委嘱状交付を行います。

お名前を読み上げますので、委員の皆さまは順次、委嘱状の受け取りをお願いします。順番はお席の順にお呼びさせていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

～委嘱状交付～

事務局長 ありがとうございました。これで、委嘱状交付は終わります。
委員の皆さま、よろしくお願いいたします。
それでは、新しい農業委員、推進委員揃っての初めての総会でございますので、
ここで委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと存じます。山部洋平委員から順に
農業委員、そして推進委員の順でお願いいたします。

～自己紹介～

事務局長 どうもありがとうございました。
それでは続きまして、農業委員会事務局を担当する職員を紹介させていただきます。

～自己紹介～

事務局長 以上、5名の職員と2名の会計年度任用職員で事務局を担当いたしますので、ど
うかよろしくお願いいたします。
それでは、議事に移りたいと思いますが、初めての委員さんもいらっしゃいます
ので、総会中の注意事項等をご説明します。
議事の進行においてのご発言は、挙手の上ご自分の議席番号を言って、議長に発
言許可をとってからお願いします。議席番号は後ほどご説明させていただきますが、
皆さまのお席に置かれておりますプレート番号になります。
また、小休中の発言につきましても個人情報の発言をしないようにお願いします。
それでは、これから議事進行につきましては、委員会会議規則により会長が議長
となりますので、太田祥一会長よろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会9月総会を開会いたします。
総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長
を務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。
今回の発声は議席番号7番 浜田大彰委員にお願いします。
それではご起立をお願いします。
憲章は、添付資料の最後にあります。

7 番 ～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員 ～ 朗 読 ～

議長 本日の会議に、4番 小野重明委員、23番 西内一隆委員から欠席の届けが出て
おります。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定によ

り農業委員 18 名、推進委員 19 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 14 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和 6 年度四万十町農業委員会 9 月総会の会期は、令和 6 年 9 月 25 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 15 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 3 番 谷脇誠郎委員と 37 番 佐々木通委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3、指定第 16 号「議席の指定について」を議題とします。

9 月 1 日の臨時総会で承認していただきましたように、農業委員の議席番号は窪川地域から順に窪川、十和、大正地域の順に 1 番から 19 番とし、議席も今お座りのとおりとなります。

前回決定しておりませんでした推進委員の議席番号ですが、これまでの経過も踏まえ、農業委員と推進委員が協力し合って活動・連携していくように、現在お座りのように担当地域順に内側に農業委員、外側に推進委員が座り、農業委員の後ろに同じ地区の推進委員がいるという形とし、議席番号については、窪川、十和、大正地域の順に、農業委員に続きまして 20 番から 39 番としたいと思います。

このことについて、ご異議はございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、指定第 16 号「議席の指定について」は先ほどの説明のとおりとします。

議長 続きまして、日程第 4 選任第 3 号「四万十町農業委員会組織委員会の委員の選任について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 この後、窪川、西部地域に分かれて各委員を決めていただきたいと思います。

その前に、私の方から組織図について説明をさせていただきます。組織部は、すでに机に配ってありましたこの分になります。よろしくお願いします。

窪川地域委員会は窪川地域の農業委員と推進委員からなり西部地域委員会は大正、十和地域の農業委員と推進委員からなります。本日は窪川地区の推進委員の代表、西部地域の推進委員の代表を決めていただき、この方々と9月1日の臨時総会で決まりました窪川地域、西部地域の農業委員の代表が、それぞれの地域の委員長、副委員長となります。窪川地域の委員長、副委員長、西部地域の委員長、副委員長と会長、会長職務代理の合わせて6名が役員となります。これとは別に建議検討委員会、広報検討委員会を設置します。建議検討委員会は、農業委員会の取り組みを通じて出された意見や要望をもとに町に提出する意見書を取りまとめていただきます。広報検討委員会は年に2回発行しております、農業委員会だよりの取材や編集をしていただきます。広報検討委員会につきましては、9月13日の役員会で委員を1名増やし合計9名にすることにいたしました。役員等名簿をご覧ください。カラー刷りの分になります。9月1日の臨時総会時に農業委員につきましては各委員決定をしておりますので、本日は推進委員の各委員を決定していただきます。各委員が決まりましたらお席に戻っていただき、会議を続けたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それではここで一旦小休とし、窪川地域と西部地域に分かれていただき、各地域委員長を中心に各委員の選任について協議をお願いします。

議長 正会にいたします。
それでは、事務局より選出されました委員の報告を求めます。

事務局 推進委員さんの部分だけ報告させてもらいます。まず役員になりますが、窪川地域委員会の副委員長が掛水誠幸委員。西部地域委員会の副委員長が上野渡委員。
役員会のところで建議検討委員会になりますが、4名いらっしやいまして澤田憲男委員、中城康子委員、佐々木通委員、山崎力委員の4名です。
広報検討委員会の方がこれも4名になりますが、武市敏男委員、廣田智之委員、秋田公幸委員、平野直人委員の4名になります。一番下のところですが、農地利用最適化推進委員会の委員長が掛水誠幸委員、副委員長が上野渡委員という形になります。

議長 事務局より報告がありました。お諮りいたします。先ほど報告のあったとおり各委員を選任することにご異議はございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、組織委員会の委員については報告のとおりといたします。
委員になられた皆さんはよろしくお願いいたします。

議長 続いて、日程第5 報告第12号「農地法第3条の3の規定による届出について」

を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 12 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について」を報告します。

議案書は、4 ページから 5 ページです。

件数につきましては、窪川地域 2 件になります。

なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、口神ノ川字堂ノ川 627 番 5、地目、田、面積 3.73 m²、外 15 筆あり、合計 16 筆、面積計 2,926.73 m²です。届出日、令和 6 年 8 月 19 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号 2 番 土地の所在地、興津字上木戸 3501 番、地目、田、面積 703 m²、外 6 筆あり、合計 7 筆、面積計 4,484 m²です。届出日、令和 6 年 8 月 20 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望するとなっております。番号 2 番の希望するに關しましては、中間管理機構に相談をする予定となっております。説明は以上です。

議長

報告第 12 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 12 号は終わります。

議長

続いて、日程第 6 報告第 13 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 13 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 6 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 2 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。

弘見字長谷 335 番 2、地目、畑、面積、298 m²です。申請地は 20 年以上前より倉庫が建築され倉庫及び作業場として使用しており現在に至っております。

令和 6 年 8 月 9 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号 2 番。添付資料は 3 ページから 4 ページです。

窪川中津川字下鈴ノ保木 773 番 1、地目、田、面積 11 m²です。申請地は 40 年ほど前に県道 332 号線の整備工事に伴う分筆による残地で、狭く耕作するのが不便で耕作放棄され、現在に至っております。

令和 6 年 8 月 23 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 13 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 13 号は終わります。

議長 続いて、日程第 7 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。
議案書は 7 ページからです。申請地の位置は添付資料の 5 ページになります。
件数につきましては窪川地域の 1 件です。
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。
番号 1 番 土地の所在地、志和峰字西小越 563 番、地目、田、面積 1,541 m²です。
権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。
申請地では、かぼちやを栽培する計画となっております。
以上、この議案につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案 24 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足をお願いします。番号 1 番について。32 番 山本 誠二委員。

32 番 説明させていただきます。
番号 1 について譲渡人、譲受人両者から確認を取りました。現況は田であることを確認しました。譲受人は、農地を効率的に利用しております。譲受人は年間 150 日以上の農作業に従事していることを確認いたしました。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しております。譲渡人は高齢のため、今後継続して農作業が困難な状況のため贈与に至ったと言っておりました。譲受人は地域の担い手でもあり、意欲ある農家です。今後も水稻等を耕作していく予定とのことです。
以上、確認の結果、番号 1 の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 議案第 24 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第 8 議案第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 25 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。議案書につきましては、8 ページ、添付資料につきましては 6 ページから 8 ページをご覧ください。今月は西部地域 1 件です。
- 番号 1 についてご説明します。申請地は 1 筆です。
- 土地の所在地、古城字上ヤシキ 325 番 1、地目、畑、面積は 91 m²の内 16 m²です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種農地と判断しております。また、本申請は、昨年度 3 月総会に農振農用地の除外で出ていたものです。転用計画につきましては、7 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は、同意ありの畑の他、所有者(相続人)不明農地のため申請者が理由書を作成しており、日照や排水について影響がない事、万が一影響があった場合申請者が責任をもって対応することとなっております。土地の造成計画につきましては、練石積で加工し、平均 40 cm 程度の盛土をして締固めます。進入路につきましては、自己所有の申請地西側より進入をします。排水計画につきましては、雨水等は周囲の自己所有地に自然浸透する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認をしております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。説明は以上です。
- 議長 議案第 25 号について事務局の説明が終わりました。
- 担当委員の補足をお願いします。番号 1 番について、14 番 吉良榮委員。
- 14 番 補足説明をいたします。23 日に本人と現地確認し話を聞いてきました。
- 現在あるお墓ですが、500m 離れた山の上にあります。20 戸あまりの地域の共同墓地です。全て土葬であります。今、その墓地は 300m ほど狭い山道を登らなくてはならず、お墓を所有している人が高齢になるにつれ、登るのが困難になって家の近くへ移設し、今残っているのは申請者のお墓ともうひと家族のお墓二つだけとなっていました。この申請者も高齢となり、家の近くに納骨堂を新設し、先祖墓を守っていきたく申請いたしました。資料の地図ですが、隣接地の 324-1 は事務局が説明した通りであります。その他、関係する土地所有者からも承諾を得ております。資料の地図にはありませんが、すぐ近く数メートル離れたところに 4、5 年前に隣の家族が納骨堂を建てております。周りは三角形の形でぐるっと道路に挟まれており、すぐ隣が納骨堂で周辺農地への悪影響

もありません。雨水は自然浸透とし面積も必要最小限であります。周りに花などを植えて直接見えないようにすると言っております。申請者はこの土地に墓地の移設を強く望んでおり、許可がおり次第、すぐに工事に取りかかりたいと言っております。以上確認の結果、議案第 25 号番号 1 は問題ないと判断しました。審議をお願いいたします。

議長 議案第 25 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 26 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 26 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書は 9 ページです。添付資料については 9 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 6 年 10 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域の 2 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番と 2 番については、農地中間管理機構を通した売買となります。この案件は 7 月総会で所有者から農地中間管理機構へ所有権を移転することを審議していただいた案件の、農地中間管理機構から耕作者へ所有権が移る案件になります。設定を受けるものが同じなのでまとめて説明をいたします。

番号 1 番、土地の所在地、興津字元地 3549 番、地目、田、面積は 799 m²です。

番号 2 番、土地の所在地、興津字元地 3550 番、地目、田、面積は 2,388 m²です。

設定は新規になります。作物は茗荷を栽培する計画です。権利の種類は所有権の移転です。以上です。

- 議長 議案第 26 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。
番号 1 番、2 番一括で。33 番 橋本健太郎委員。
- 33 番 番号 1 番、2 番について利用権の設定を受けるものから本日お話をし、該当の農地を確認してきました。利用権の設定をうけるものは認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。農地も効率的に利用され、周辺農地に悪影響を与えてはいないようでした。内容も利用集積計画の通りです。以上、番号 1 番 2 番は特に問題ないと判断します。
- 議長 議案第 26 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
35 番 山崎力委員。
- 35 番 1 番 2 番の売買額が倍まではいきませんが、図面を見ても隣同士でこれほど違うものなんですかね。
- 10 番 番号 1 番は、ほぼハウスが建っており、番号 2 番はハウス以外の面積が多いために、金額が違ってくるようになります。
- 議長 他に何かありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 26 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第 26 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第 10 議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を説明します。議案書は 12 ページです。添付資料は 15 ページからご

覧ください。

この議案が公社へ促進計画案の作成を要請してよいかの審議となっています。

件数につきましては窪川地域の1件です。

受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、宮内字弓場ノ元1977番、地目、田、面積、1,510㎡、外2筆あり、合計3筆、面積計6,592㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は町認可日から令和15年5月31日となっております。

説明は以上になります。

議長

議案第27号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。番号1番について、2番 今井満隆委員。

2番

9月20日に借受人の法人経営者と確認した結果、耕作者の農業の状況、年間150日以上農業に従事していることを確認しました。周辺の農地への悪影響もないことを確認しました。耕作物の確認をとりまして、水稻でもうすでに稲を刈り取りしたことを確認しました。借受人は法人であり、認定農業者でもあります。地域の担い手でもあります。内容も促進計画案の通り、特に問題ないと判断します。

議長

議案第27号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第27号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第27号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」は原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第11 報告第14号「四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、報告第14号「令和6年度四万十町農業委員会の活動報告について」を説明させていただきます。4月から9月について主なものを報告させていただきます。添付資料20ページからとなります。

総会と役員会は毎月行っております。昨年度より建議検討委員会において協議を重

ね作成いただきました「農業委員会 2024 意見書」につきまして、5 月 30 日に町長に提出をいたしました。6 月 12 日にこうち農業委員会女性ネットワーク総会及び研修会に女性委員全員で参加をされております。7 月 5 日 6 日におきまして兵庫県加古川市に職員を含めて計 27 名で視察研修に行ってきました。9 月 1 日に臨時総会を行い、新体制となりました。9 月 18 日には新人委員を対象に業務研修会を開催しております。本年度も様々な研修会が開催され、職員及び農業委員・推進委員が積極的に参加をされております。簡単ではございますが活動報告につきましては以上となります。

議長 報告第 14 号について事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第 14 号「四万十町農業委員会の活動報告について」は終わります。

議長 続いて、日程第 12 議案第 28 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 9 月 10 日付けで、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。

担当課の説明を求めます。

農林水産課 いつもお世話になっております。農業振興地域整備計画の担当をしております農林水産課の岡本です。

資料については別冊となっております。お手元にご準備をお願いします。

それではまず先立ちまして、そもそも農業振興地域整備計画について、簡単に説明させていただきたいと思います。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、県が指定する農業振興地域(本町では四万十町全域が指定されております)において市町村が策定する計画となっております。この計画は、農業の振興に関する計画と、将来的に農用地として利用を図るべき土地の区域を農用地区域として規定します。農用地区域は主に 10ha 以上の集团的農地や基盤整備を行っている農地、中山間直払や多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度の対象農地が指定されています。この農用地への編入や除外については、農業振興地域整備計画の重要な変更案件として、農業振興地域の整備に関する法律施行規則により、農業委員会の意見を聴くこととされております。四万十町では、年に 2 回のスケジュールで半年ごとに重要な変更を行っております。

以上が農業振興地域整備計画の概要となります。それでは議案の説明に移りたいと思います。

資料の 1 ページ目を開いてください。

今回編入が3件6筆、除外が2件2筆出ておりまして、まず編入の方から説明させていただきます。

今回の編入案件につきましては、すべて令和7年度から多面的機能支払制度に新規加入するために編入したいという申し出があった農地になっております。資料といたしましては申請地の位置図、また航空写真をそれぞれ付けております。

整理番号1から3まで関係者は記載のとおりです。

まず整理番号1番、大字東川角字草摺田甲264番5、位置図等付けておりまして、航空写真が5ページ目になっております。赤い斜線で表示しているところになります。

続きまして、整理番号2番同じく東川角字除添甲331番4。航空写真が8ページ。

同じく隣接地の東川角字柳カサコ甲347番3。これらが隣接しております。

整理番号3番 東川角字山王ノ前甲548番、549番、551番。航空写真は11ページになっています。計6筆、現況地目はいずれも田となっております。地積は合計で2,600㎡となっております。

整理番号1番と2番は面積から言っても特に小さく狭小ですが、来年で多面的機能支払い交付金のその事業年度が切り替わることもあって今一度その事業精査をしたところ、実際に耕作している範囲であるにもかかわらず、今まで入れてなかったというか、その小さい関係で残地というような形になっておったので、今回地元の方からしっかり耕作もしているので、そこもしっかりお金がもらえるように入れていきたいという、そういうようなご指摘がありました。編入案件については以上になります。

続きまして12ページをご覧ください。

除外案件は2件出てきておりまして、関係者は記載のとおりで、整理番号1番 替坂本字ミサキノ本40番1、現況地目は畑、面積30.26㎡を墓地にしたいとの申し出がありました。現地写真は18ページです。

除外案件は、現地の現況写真も添付させていただいております。

申請者さんからは自宅からほど近く当該地を選定したということです。

続きまして、整理番号2番。

関係者は記載のとおりで、戸川字下サイマ1276番2、現況地目は畑、面積30.11㎡を墓地に供したいとの申し出がありました。

現地写真は23ページにあります。

以上合計2筆で、60.37㎡について、除外したいとの申し出がありました。以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当課の説明が終わりました。

議長 質疑を許します。質疑はありませんか。
22番 掛水誠幸委員。

22番 すでにこれ、外したら墓地って書いてますので、墓地の案件がこれから出てくるといことですよ。

議長 他に何かありませんか。15番 中原英昭委員。

15 番 この 18 ページの写真を見ると、畑の真ん中にあるような気がするんですけど、これわざわざ除外してるってことは分筆して除外すると思いますけど、周りも畑でそのままちゃんと使えるような感じになってるってということなんですよ。

農林水産課 申請されておる赤枠以外はそのまま畑として継続されるというお話です。

15 番 そうですね、それでなかったらわざわざ。この周りは抜けてないということですよ。

農林水産課 そうです。一部除外です。

15 番 進入路は、畑から入っていく感じになる。

農林水産課 歩道の方から入れる形にはなっている。その隣の隣に自宅がありますので。写真から見たら奥側の配置になっているところですよ。

議長 他に何かありませんか。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 12 ページの墓地になるところですかね。これはすでに中山間に入ってる土地ですよ。それを除外するという事ではないですか。そうじゃない。

農林水産課 当該地は、中山間直払は既に除外済みで金はもらっていない状況ですね。

6 番 中山間へ入っていたらなかなかその 5 期が終わらんと抜けれんとか聞いてましたので、その前に墓地でも抜けれるんですか、後継者の住宅とかいうのには。

農林水産課 例えば高齢であるとか病気をされたとかいう理由で、その除外を耕作できなくなったから減らしますっていうところに関しては、返還の要件はもうなくなったんです。もう許してくれるようになったんですけど。この土地は金もらってないんで発生しないんですけど、もらってるところでしたらってなると当然返還を考える形になってきますので、本件はそうではないです。よろしくお願いします。

議長 他にございませんでしょうか。

議長 せっかくの機会ですが、何かございませんでしょうか。

僕から本当に変な質問なんですけど、編入案件と除外案件の分ですけど、除外案件の分は鮮明な写真が出ておりますが、編入案件が出ていせんがどういった部分のことなんですよ。

農林水産課 やはり編入は今からここ向こう 10 年かけてこう今から守っていくというすごい前向

きな話で、基本的に入れるのだからよとかいう話よりは、こう前向きな検討の方で、その除外についてはやはりその農地でなくなるということで、厳しい目を持って審査していただきたいので、現況写真も撮りに行っているというところです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 28 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」異議ない旨を、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 28 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。

ご異議はございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 13 その他の件について議題とします。

委員の皆さんで何かありませんか。

22 番 掛水誠幸委員。

22 番 稲も多分全体の 1/3 ぐらい刈り終わったと思いますが、毎年、作況調査というのを今までしていましたが、コロナが始まってからなかなか全員でバスに乗って見て回ることができなくなりましたので、自分の受け持ち地域全部とは言いませんが、一部抜粋でも構いませんので、一回も米を作ったことのない人なら見ても分からんかもわかりませんが、今年は穂首とかいろんなもんで、黄色じゃなくて赤くなってる田んぼが見受けられると思います。水不足で垂れてるとか、いろんな面でありますので、一応 10 月か 11 月の時全体の米の出来がどうやったかという話を出していただきたいと思いますので、車から降りる必要はないです。通りがかりで、自分の地域をざっと見てもらって、こんな状況でしたよっていうところまでの把握をしていただきたいかなと。それともし特定の個人で構いませんが、その谷合やったら去年は六俵取れ

たけど、今年は五俵しか取れなかったとかいう話が聞けたら、一番いいと思いますが、そこまで踏み込む必要もないんですけども、地域を見てもらって、米の出来具合を一応、確認しとっていただきたいと思います。以上です。

議長

大変ありがとうございました。毎年、掛水誠幸委員が言っておりましたとおり、作況調査をしております。先ほどの話にもありましたが、窪川地区はバスで回ってました。コロナが始まってからバスで回れんということで個人個人に見ちよってやみたいでな形で今まで作況調査の報告を10月の総会でしてもらいたいと今年も一応それを活動に入れたいと思っておりますので、今日、それぞれ今がシーズンですので、今から終わるまでの間をしっかりと見ていただいて、それを地区で代表の方に言っていただきますので、地区の代表はもう独断ですが、今、代表の方を決めておきます。その方に、自分たちの地区はこうでしたよという連絡を入れていただいて、10月の総会に地区で報告をしていただくと、去年もそういう形でやりましたので、今年もそういった形でやりたいと思います。今までの分も含めて、今から終わるまでの部分をそれぞれが見ていただいて、報告者に、しっかり私たちの方はこうでしたという形で報告していただきたいと思います。それを代表者が報告するという感じを来月やります。すいませんが、勝手に決めていきますが、まず東又、志和、興津地区で代表者一名お願いします。武市敏男君お願いします。それから仁井田地区 浜田大彰さんお願いします。松葉川地区 下元誠一郎さん、街分郷分 山部洋平さん、立西地区 吉良寛一さん、大正 佐々木通さん、十和 吉良榮さん。作況調査という形で代表者に報告していただきますので、それぞれ見て、代表者に報告をしていただくという形でよろしいでしょうか。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ここで閉会にあたり会長職務代理 宮脇眞弓委員より閉会のご挨拶を申し上げます。

職務代理

今日はスタートから皆さん熱心な内容になったと思います。楽しい会にはできんと思いますが、居心地のいい、皆さんで協力をしてそういう農業委員会になったらいなと思っておりますので一緒に取り組んで行きましょう。

議長

以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会9月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時40分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和 6 年 月 日

会 長

署名委員 3 番

署名委員 37 番
